

給与所得者の市・県民税は『特別徴収』で納付を

三重県と県内全市町は、市・県民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。

税務課市民税係 ☎ 25 1 1 3 4

「市・県民税の特別徴収」とは？

市・県民税の特別徴収とは、給与支払者（事業者）が所得税の源泉徴収と同じように、市・県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から市・県民税を天引きし、市へ納付する制度です。

所得税は源泉徴収しているけれど、市・県民税は特別徴収していないということはありませんか？

地方税法第321条の4および鳥羽市市税条例の規定により、給与を支払う事業者は原則としてすべて特別徴収義務者となり、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収していただく必要があります。

税額の計算は市が行います

所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

給与支払報告書などに基づいて税額を計算し、従業員ごとの市・県民税を市から通知します。事業者は毎月の給与から税額を天引きし、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて納めていただくこととなります。

また、従業員が10人未満の事業者には、申請により納期を年2回とする制度もあります。

納税の手間が省けます

普通徴収では、納付書を持って金融機関などに向向いたいただく必要があります。口座振替の契約をしていたらいい場合でも、残額が足りずに納期限を過ぎてしまうと、納付書での納付が必要になります。

1回あたりの負担が軽くなります

普通徴収が原則4回払いなのに対して、特別徴収では12回払いとなるため、一度に納付する税額が少なくなります。

特別徴収への切り替え手続き

毎年1月31日までに市へ提出いただく給与支払報告書（総括表）の右下「前年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収へ切り替え」とご記入ください。市で確認し切り替えの手続きを行います。すべての従業員から特別徴収を行っていない事業者などは、特別徴収への切り替えをお願いします。



税務署からのお知らせ

伊勢税務署 ☎0596 3 1 9 1（音声案内）

平成23年分 年末調整等説明会・所得税の青色決算等説明会を次のとおり開催します。

● 年末調整等説明会

開催月日	開催時間	開催場所	対象地域
11月17日(木)	午前10時～正午	伊勢市生涯学習センター(いせトピア) 伊勢市黒瀬町562-12	伊勢市(二見町・小俣町・御園町を除く)
11月17日(木)	午後2時～4時	伊勢市生涯学習センター(いせトピア) 伊勢市黒瀬町562-12	伊勢市(二見町・小俣町・御園町)・鳥羽市 玉城町・南伊勢町・大紀町・度会町
11月18日(金)	午前10時～正午	阿児アリーナ(ベイホール) 志摩市阿児町神明1074-14	志摩市

※いずれの日にも出席していただいても構いません。

● 所得税の青色決算等説明会

開催月日	開催時間	開催場所	対象地域
11月16日(水)	午後2時～4時	伊勢市生涯学習センター(いせトピア) 伊勢市黒瀬町562-12	伊勢市・鳥羽市・玉城町・南伊勢町 大紀町・度会町
11月18日(金)	午後2時～4時	阿児アリーナ(ベイホール) 志摩市阿児町神明1074-14	志摩市

※いずれの日にも出席していただいても構いません。

※平成23年分から青色申告決算書などは、確定申告用紙などに同封されますが、平成22年分所得税の確定申告書を国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」および電子申告（e-Tax）で作成し提出されたかたについては、平成23年分の青色申告決算書などは送付されません。必要な場合は、恐れ入りますが、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口、または説明会当日に会場でお受け取りください。